

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー(環境7号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	3,315,642	令和7年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー(環境9号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	2,230,360	令和7年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	令和7年度はしご車分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス 関西営業所	26,730,000	令和7年7月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
4	令和7年度 はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス 関西営業所	13,035,000	令和7年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
5	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株) 大阪支店	4,752,000	令和7年8月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D)買入	27:医療用機器	(株)アダチ	6,272,640	令和7年9月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	令和7年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋修繕	45:その他材料	(株)前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所	40,700,000	令和7年9月22日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	適用

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境7号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用しており、今般、当該ショベルローダーのミッション系統に不具合が発生した。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、同社が保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。

今回のミッション系統の不具合にかかる修繕については、上記借入契約に含まれる保守内容（月例定期点検、定期自主検査及び油脂類の交換）の対象外となっていることから、同社から保守業務の指定を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境9号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用しており、今般、当該ショベルローダーのミッション系統に不具合が発生した。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、同社が保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。バケットのがたつき並びにフロント及びリヤタイヤに交換サインが出ていることにかかる修繕については、上記借入契約に含まれる保守内容（月例定期点検、定期自主検査及び油脂類の交換）の対象外となっていることから、同社から保守業務の指定を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和7年度はしご車分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス 関西営業所

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求される。

はしご車分解整備は消防用車両の安全基準検討会（消防用車両の安全基準について）により、使用開始から概ね7年目のはしご車に対して実施しなければならないものである。

今般、分解整備をしなければならないはしご車は株式会社モリタ製であるが、車両ぎ装全般にわたり独自の技術で設計・製作されているのみならず、構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には製造会社が特許権を保有する部分が多くあることから、分解整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

株式会社モリタテクノスは、製造会社である株式会社モリタから、はしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管されており、高度かつ専門的な知識と技術の提供を受けた唯一の事業者である。

よって、当該事業者以外では本分解整備を履行することができないため、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号【G3】

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和7年度 はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス 関西営業所

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

はしご車伸縮装置等分解整備は消防用車両の安全基準検討会（消防用車両の安全基準について）により、前回の分解整備から5年に至る前に実施しなければならないものである。

今般、伸縮装置等分解整備をしなければならないはしご車は株式会社モリタ製であるが、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されているのみならず、構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には製造会社が特許権を保有する部分が多くあることから、分解整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

株式会社モリタテクノスは、製作会社である株式会社モリタからはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本伸縮装置等分解整備は上記事業者以外では履行することができないため、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号【G3】

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

二連式加湿酸素流量計は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用する資器材であり、当局が救急業務を行う上で以下の6点の性能を有する必要がある。

- 1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の承認番号を有しているもの。
- 2 酸素吸入ホース内で閉塞状態になった場合に、アラーム等が鳴動する機能を有していること。
- 3 二連式であること。
- 4 酸素流量は毎分15L以上の投与ができ、かつ1L毎の設定が可能であること。
- 5 救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- 6 ジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

必要な条件を満たす加湿酸素流量計は、株式会社三幸製作所製の二連式加湿酸素流量計オキシパック 0X-ⅢSのみである。

(2) 業者選定理由

上記製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は、新鋭工業株式会社となっている。また、新鋭工業株式会社が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は日本船舶薬品株式会社である。なお、上記製品の販売、修理・点検業務において大阪府内における一切の業務を上記業者が代行していることから、上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 (G30)

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6627)

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（LTS-D）買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

（１）機種選定理由

食道閉鎖式エアウェイ（LTS-D）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、救急活動上、以下の９点の性能を有する必要がある。

- ① 咽頭カフ及び食道カフがあること
- ② 上記カフは、１回の操作で空気の注入ができること
- ③ 食道疾患のある傷病者への使用が可能であること
- ④ 挿入深度が分かるマーク等があること
- ⑤ ガイド溝等を活用してチューブなどを介し、胃内容物の吸引ができること
- ⑥ 単回使用であること
- ⑦ 気密性があること
- ⑧ ハンドフリー状態で活動ができること
- ⑨ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の認証番号等を有していること

上記すべてを満たす製品は ICU メディカルジャパン株式会社製のラリングルチューブサクションディスポ LTS-D のみである。

（２）業者選定理由

株式会社アダチは ICU メディカルジャパン株式会社が取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G30）

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備） （電話番号 06-4393-6627）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋修繕

2 契約の相手方

株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置しているろ過池覆蓋の修繕を行い、機能回復を図るものである。

ろ過池覆蓋は、浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用として設置されたものであり、柴島浄水場のろ過池覆蓋は、平成12年に(株)前澤エンジニアリングサービスが独自に設計、製作し設置している。

柴島浄水場では、浄水施設の維持管理上、例年全ろ過池の調査を行っている。今般、調査の結果、4系ろ過池覆蓋の専用パッキンに著しい劣化が見られたため、当該パッキンの取替えを含む修繕を行うものである。

当該パッキンは、ろ過池覆蓋の仕様に適合するよう(株)前澤エンジニアリングサービスが独自に設計、製作していることから、他社製品では適合しない。

また、当該パッキンの取り換えを含む本修繕を他の業者が履行した場合に、オゾン気散等の設備障害が発生した際の原因が当該パッキンにあるのか、修繕作業によるものなのかの特定が困難になり、責任の所在が不明確になる恐れがある。

よって、一貫した責任と性能についての保証をもたせることができる唯一の業者は、当該パッキンを製作し、設置することのできる(株)前澤エンジニアリングサービスである。

以上の理由により、当該修繕については(株)前澤エンジニアリングサービスと随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号(W1)

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場(電話番号 06-6815-2353)